空家法と地域のまちづくりについて

住宅局　住宅総合整備課　住環境整備室

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目　次

国土交通省

1. 空き家の現状
2. 空家等対策特別措置法
3. 空き家対策に関する予算・税制等
4. 住宅価格高騰対策と空き家活用
5. 空き家と災害
6. 空き家化の防止

目　次

1. 空き家の現状

2. 空家等対策特別措置法

3. 空き家対策に関する予算・税制等

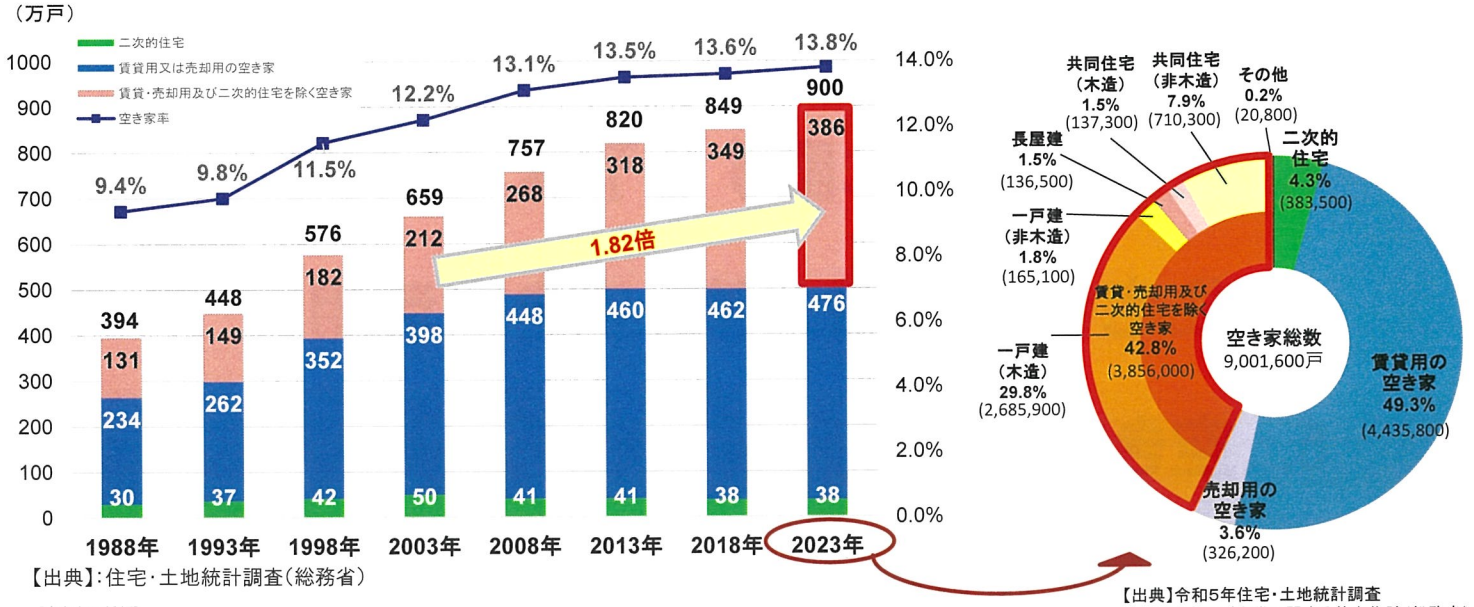
4. 住宅価格高騰対策と空き家活用

5. 空き家と災害

6. 空き家化の防止

空き家数の推移

○ 住宅・土地統計調査によれば、空き家の総数は、この20年で約1.4倍（659万戸→900万戸）に増加。
○ 空き家の種類別の内訳では、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家（使用目的のない空き家）」（386万戸）がこの20年で約1.8倍に増加。
○ 「使用目的のない空き家」は、「一戸建（木造）」（268万戸）が最も多い。



【出典】：住宅・土地統計調査（総務省）

【出典】令和5年住宅・土地統計調査
住宅及び世帯に関する基本集計（総務省）

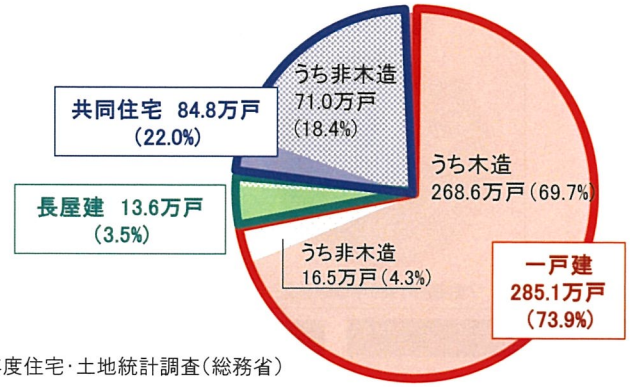
[空き家の種類]
二次的住宅：別荘及びその他（たまに寝泊まりする人がいる住宅）
賃貸用又は売却用の空き家：新築・中古を問わず，賃貸又は売却のために空き家になっている住宅
賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家：上記の他に人が住んでいない住宅で，例えば，転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

使用目的のない空き家の内訳

○ 「使用目的のない空き家」（386万戸）の内訳は、**一戸建てが7割以上**を占め「一戸建（木造）」（268万戸）が最も多くなっている。386万戸のうち、**「腐朽・破損あり」のものも約158万戸**あるが、簡単な手入れによって有効活用が可能なものも多い。

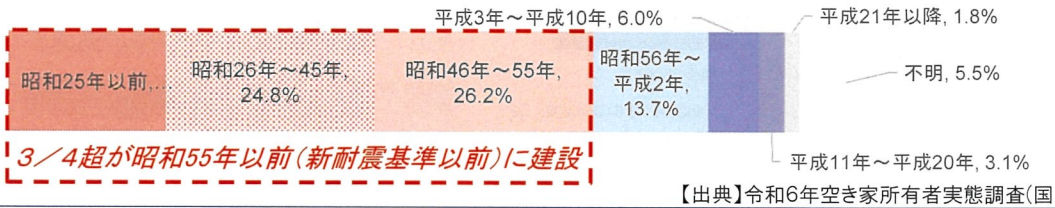
○ 利用現況が、売却用・賃貸用及び二次的利用の住宅以外の空き家は、**3/4超が昭和55年以前（新耐震基準以前）に建設**されたもの。

【使用目的のない空き家の建て方・構造別戸数・割合】



【出典】：令和5年度住宅・土地統計調査（総務省）

【空き家の建設時期（空き家所有者に対する調査、利用現況が売却用、賃貸用及び二次的住宅・別荘用となっているものを除いたもの、n=1,701）】

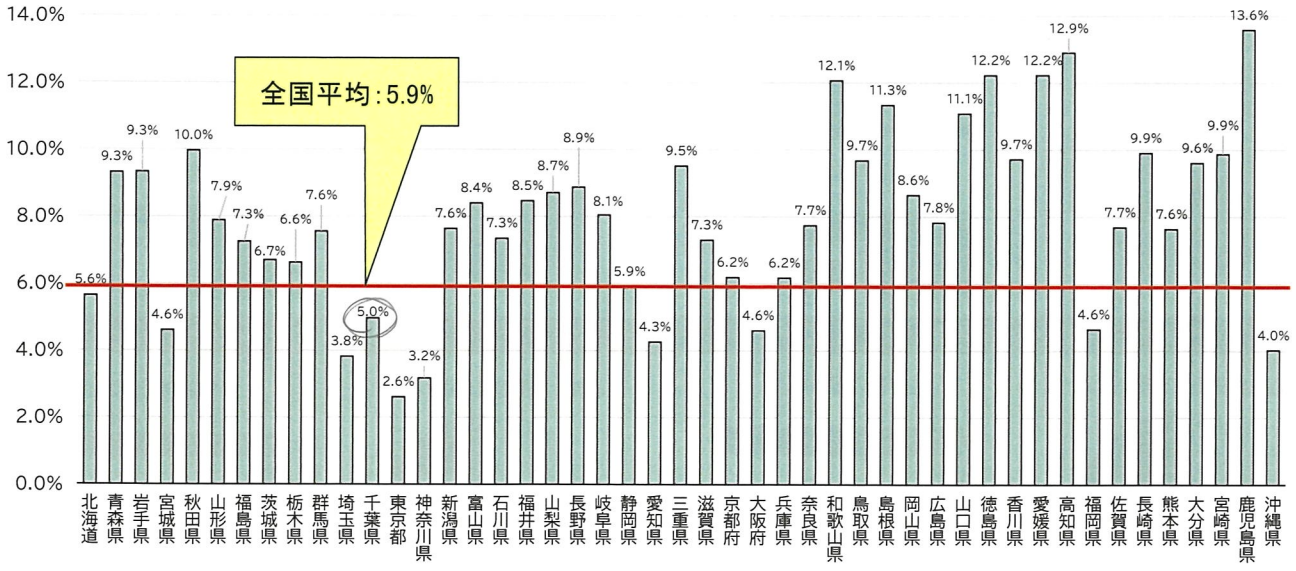


【出典】令和6年空き家所有者実態調査（国土交通省）

都道府県別の使用目的のない空き家率（令和5年）

○ 全住宅ストックに占める「使用目的のない空き家」の割合の全国平均は5. 9%。
○ 鹿児島県、高知県、徳島県、愛媛県、和歌山県等８県において10%を超えている。

全住宅ストックに占める「使用目的のない空き家」の割合



出典：令和5年住宅・土地統計調査 （総務省）

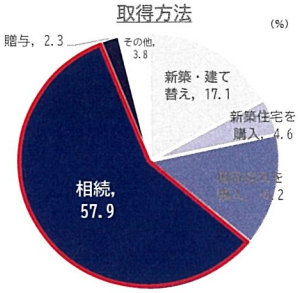
令和6年空き家所有者実態調査　結果のポイント（1/2）

国土交通省

○ 空き家の**約６割は相続**されたもの。
○ 相続空き家の**相続前に対策を実施している世帯**は**約２割に留まる**。対策内容は「**被相続人との話し合い**」が最多。
○ **相続前に対策を実施していない空き家**は、対策を実施した空き家と比べて、何もせずにそのまま**空き家として所有され続けている割合**※が**約1.5倍**。 ※建物の活用（売却・賃貸・居住等）や解体意向なく、「空き家として所有していた」割合。

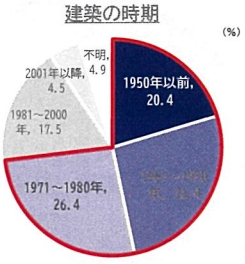
空き家の取得経緯等

取得方法



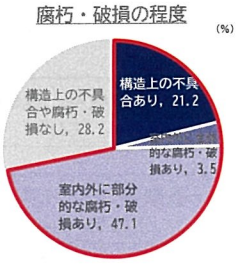
相続空き家の基本的な情報

建築の時期



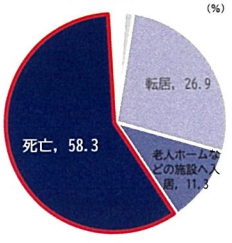
7割超が1980年以前建築

腐朽・破損の程度



7割超が腐朽・破損あり

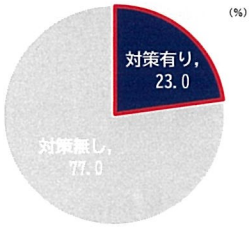
空き家の発生原因



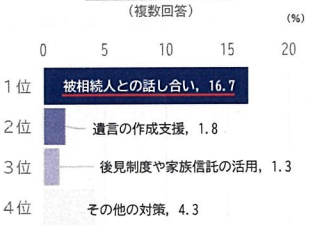
約６割が死亡

相続前の対策状況

相続前の対策有無

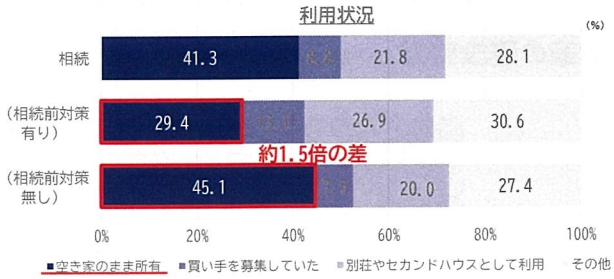


相続前の対策内容（複数回答）



空き家の利用状況（相続前の対策有無別）

利用状況



令和6年空き家所有者実態調査　結果のポイント（2/2）

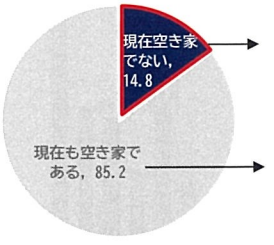
国土交通省

○ **空き家の種別**ごとに**直近１年間**※1**の空き家の利用状況の変化**を見ると、**使用目的のない空き家**の**約15%が空き家を解消**※2、**貸家・売却用の空き家**の**約３割**が空き家を解消。
○ **今後の空き家の利用意向**を見ると、**使用目的のない空き家の所有世帯**の**約４割が今後も空き家として所有する意向**がある一方で、**４割弱に除却又は売却する意向**がある。

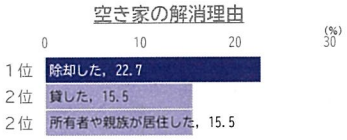
※1 令和５年住宅・土地統計調査の調査基準日である令和５年10月1日時点～本調査の調査基準日である令和６年12月１日まで。
※2 居住世帯のない状況（空き家）ではなくなったもの（所有者等が居住、除却、売却、非住宅に転用など）。

使用目的のない空き家

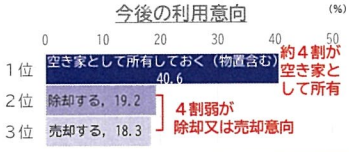
直近１年間の空き家の解消



空き家の解消理由

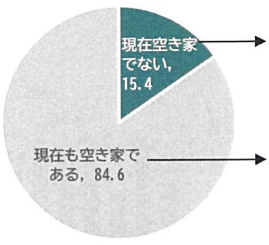


今後の利用意向

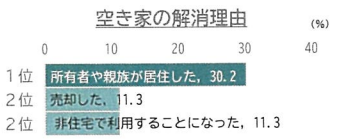


二次的住宅・別荘用の空き家

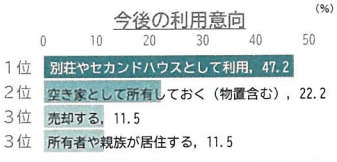
直近１年間の空き家の解消



空き家の解消理由

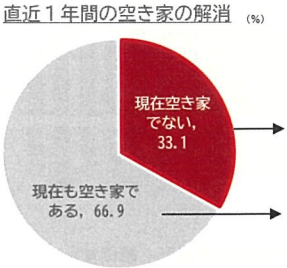


今後の利用意向

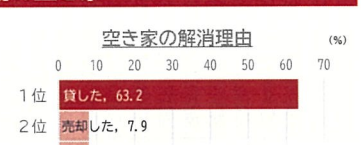


貸家用の空き家

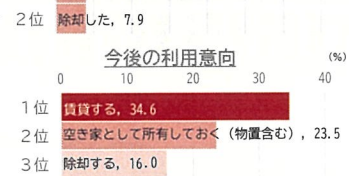
直近１年間の空き家の解消



空き家の解消理由

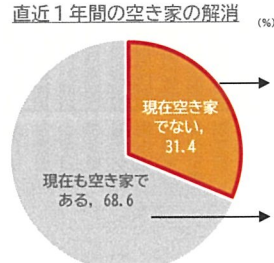


今後の利用意向

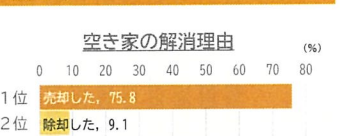


売却用の空き家

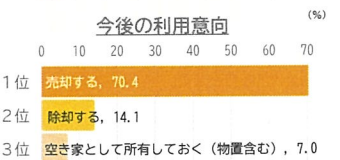
直近１年間の空き家の解消



空き家の解消理由



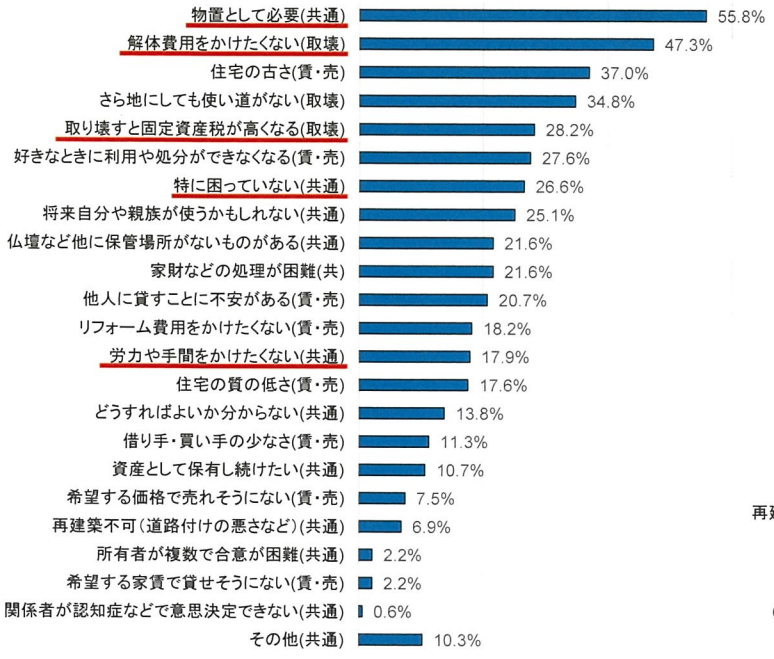
今後の利用意向



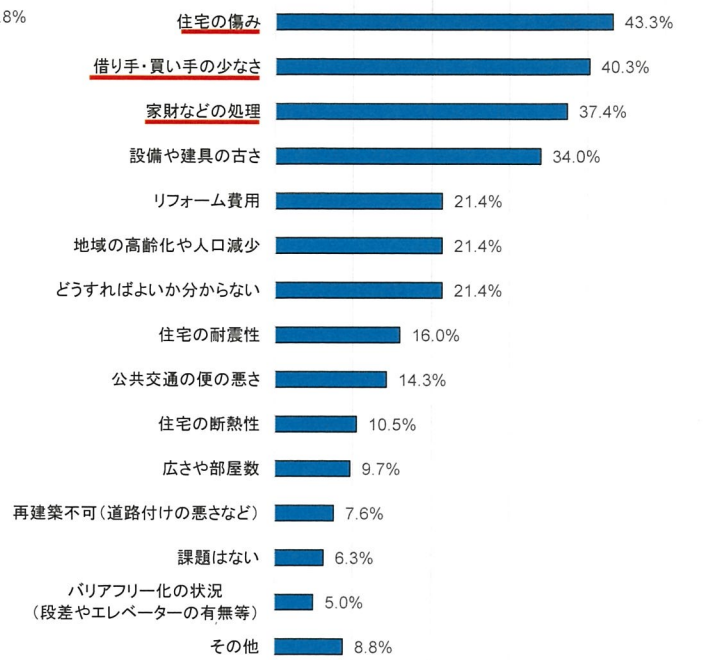
空き家にしておく理由・利用上の課題

○ 空き家にしておく理由として、「物置として必要(55.8%)」、「解体費用をかけたくない(47.3%)」や「取り壊すと固定資産税が高くなる(28.2%)」という理由により空き家となっていることがあげられている。
○また、「労力や手間をかけたくない」といった消極的な理由のほか、「特に困っていない」とする所有者も少なくない。
○一方、実際に売却・賃貸を考えている所有者からは、売却・賃貸する上での課題として、「買い手・借り手の少なさ」、「住宅の傷み」や「設備や建具の古さ」があげられている。

【空き家にしておく理由（N=323千世帯、複数回答)】



【空き家を売却・賃貸する上での課題（N=251千世帯、複数回答)】



【出典】：令和6年空き家所有者実態調査(国土交通省)

空き家による周辺への悪影響は多岐にわたる

○ 空き家による外部不経済は、防災、衛生、景観など多岐にわたり、一様でない。

想定される問題の例

○防災性の低下
倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下
火災発生のおそれ

○ごみの不法投棄

○衛生の悪化、悪臭の発生
蚊、蝿、ねずみ、野良猫の発生、集中

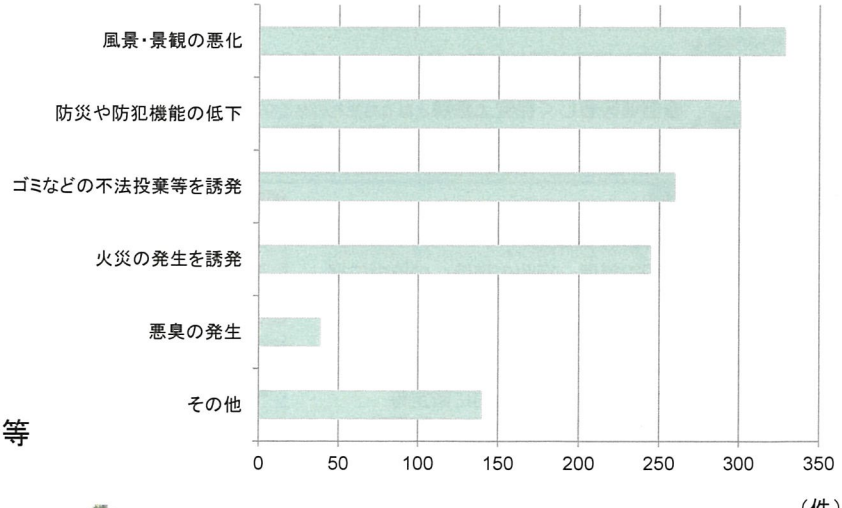
○風景、景観の悪化

○その他
樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散　等





管理水準の低下した空き家や空き店舗の周辺への影響



※国土交通省による全国1,804全市区町村を対象とするアンケート(H21.1)結果。回答率は67%
※上記の件数は、複数回答によるもの

目　次

1. 空き家の現状

2. 空家等対策特別措置法

3. 空き家対策に関する予算・税制等

4. 住宅価格高騰対策と空き家活用

5. 空き家と災害

6. 空き家化の防止

空家等対策の推進に関する特別措置法（概要）

制定時：平成26年11月27日公布　平成27年5月26日完全施行
改正法：令和5年6月14日公布　令和5年12月13日施行

背景・経緯

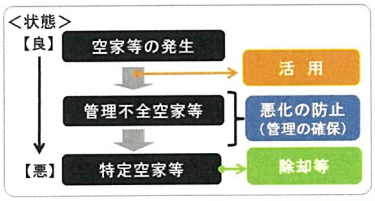
●**空き家の数は全国的に増加**（H25：約820万戸→H30：約850万戸）し、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響。
●H26に、まずは倒壊の危険等がある**「特定空家等」**へ対応する**「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」**が**議員立法で**成立。
●R５には、**特定空家等の除却等**の促進に加え、特定空家等になる前から空家等の**「活用拡大」**や**「管理の確保」**を図る**改正空家法**が成立。

定　義

空家等
建築物※1**であって居住その他の使用がなされていないことが常態**であるもの及びその敷地※2
※1 附属する工作物も対象　※2 立木その他の土地に定着する物を含む。

管理不全空家等
適切な管理が行われていないことにより**そのまま放置すれば特定空家等になるおそれ**のある空家等

特定空家等
❶倒壊等著しく**保安上危険**となるおそれのある空家等　❷著しく**衛生上有害**となるおそれのある空家等
❸適切な管理が行われないことにより著しく**景観を損なっている**空家等
❹その他**周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切**である空家等



概　要

1．所有者等や行政の責務等
●**所有者等**・・・適切な管理、行政の施策への協力に努める
●**市区町村**・・・空家等対策を実施
●**都道府県**・・・市区町村に対して必要な援助
●**国**・・・・・・・・・空家等の施策を総合的に策定等
基本指針（**管理指針**を含む。）を策定

2．空家等対策計画の策定等
●市区町村は、**空家等対策計画**を作成可能
●対策計画の作成・変更等のための**協議会**を設置可能

3．空家等の調査
●市区町村は、特定空家等への**立入調査**等が可能
●市区町村は、所有者等の把握のため、**固定資産税情報等の内部利用**や、民間事業者等への情報提供の求めが可能

4．空家等の活用拡大（空家等活用促進区域）※
●市区町村は、対策計画に「**空家等活用促進区域**」等を設定可能
【区域内で講じることができる措置等】
・市区町村から所有者等への活用要請
・建築基準法の接道・用途規制の合理化
・市街化調整区域における用途変更時の配慮
・公社、URによる支援

5．空家等の管理の確保（管理不全空家等に対する措置）※
●市区町村は、**管理不全空家等**に対し、管理指針に即した**指導**の上、**勧告**（※3）が可能

6．特定空家等の除却等
●市区町村は、特定空家等に対し、**助言・指導**、**勧告**（※3）、**命令**、**代執行**（**所有者不明時の略式代執行**、**緊急時の緊急代執行**※を含む。）が可能
●市区町村は、相続放棄等された空家等について、裁判所に対して**「財産管理人」**の選任等を請求することが可能（民法の特例）※

※3 **勧告**された敷地の**固定資産税等の住宅用地特例**（最大1/6に税負担軽減）は適用除外

7．空家等管理活用支援法人 ※
●市区町村が、所有者等への相談対応等に応じる**NPO**、**一般社団法人等**を指定
●市区町村から、本人の同意を得た所有者等の情報を支援法人に提供可能

※令和5年改正により追加した主な

管理指針（所有者による空家等の適切な管理について指針となるべき事項）

○空き家の適切な管理が行われていないことにより、防災、衛生、景観悪化など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある。
○「特定空家」「管理不全空家」の状態にならないようにするための所有者等による空き家の適切な管理の行為の例を国が「管理指針」として提示。

【定期的な管理】
- **通気や換気を行う**
- **積雪の状況に応じた雪下ろしを行う**
- **封水の注入を行う**
- **清掃等を行う**
- **水抜き穴の清掃を行う**
- **定期的に枝の剪定等を行う**

このほか、以下の事項も注記
- 定期的な郵便物等の確認・整理
- 冬期における給水管の元栓の閉栓等

①建築物全体
観点：倒壊の防止
点検：**傾いていないか**
→**補修、防腐処理等**

②外装材（窓含む）
観点：落下の防止等
点検：**剥落や破損等がないか**
→**補修や撤去**



③屋根ふき材等
観点：飛散や倒壊の防止等
点検：**剥落や破損等がないか、変形がないか**
→**補修や撤去、防腐処理等**

④屋内
観点：倒壊やアスベスト飛散の防止
点検：**雨水侵入の跡がないか、アスベストの露出等がないか**
→**補修、防腐処理等、アスベストの除去等**

⑤排水設備
観点：健康被害誘発や悪臭の防止等
点検：**破損等がないか、封水切れがないか**
→**補修、封水の注入等**

⑥敷地
観点：健康被害誘発や景観悪化の防止等
点検：**ごみの散乱等がないか**
→**清掃、処理等**

⑦敷地内の門・塀等、擁壁
観点：倒壊等の防止
点検：**破損等や雨水侵入の跡がないか 擁壁のひび割れ等がないか**
→**補修、防腐処理等**

⑧立木
観点：倒壊や通行障害等の防止
点検：**幹の腐朽等、枝のはみ出し等がないか**
→**伐採、枝の切除等**

⑨動物
観点：健康被害誘発や騒音等の防止
点検：**動物の棲みつき等がないか**
→**駆除等**

管理指針、管理不全空家の参考基準

○現行の特定空家のガイドラインを基本として、４つの観点（保安上危険、衛生上有害、景観悪化、周辺の生活環境への影響）の「放置した場合の悪影響」ごとに、「特定空家の状態」「管理不全空家の状態」の例を提示。また、これらの状態にならないようにするための管理の行為の例を「管理指針」として提示。

空家等の状態

悪 ←

放置した場合の悪影響	<特定空家の状態>	新規 <管理不全空家の状態> 管理指針に即した管理がなされていない	新規 <あるべき管理>
（例） 屋根ふき材の**飛散** （保安上の危険）	**飛散のおそれがあるほどの著しい屋根ふき材の破損等**	屋根ふき材の**破損等**	**一定の頻度で屋根ふき材の点検・補修等を行うこと**
立木の**倒壊** （保安上の危険）	**倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜、幹の腐朽**	**立木の伐採等がなされておらず、腐朽が認められる状態**	**一定の頻度で立木の点検・伐採等を行うこと**
汚水等による**健康被害** （衛生上の有害）	**汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等**	排水設備の**破損等**	**一定の頻度で排水設備（浄化槽を含む）の点検・補修等を行うこと**
	管理不全空家・特定空家のガイドラインに記載		**管理指針**として策定

管理不全空家・特定空家の参考基準（1/2）

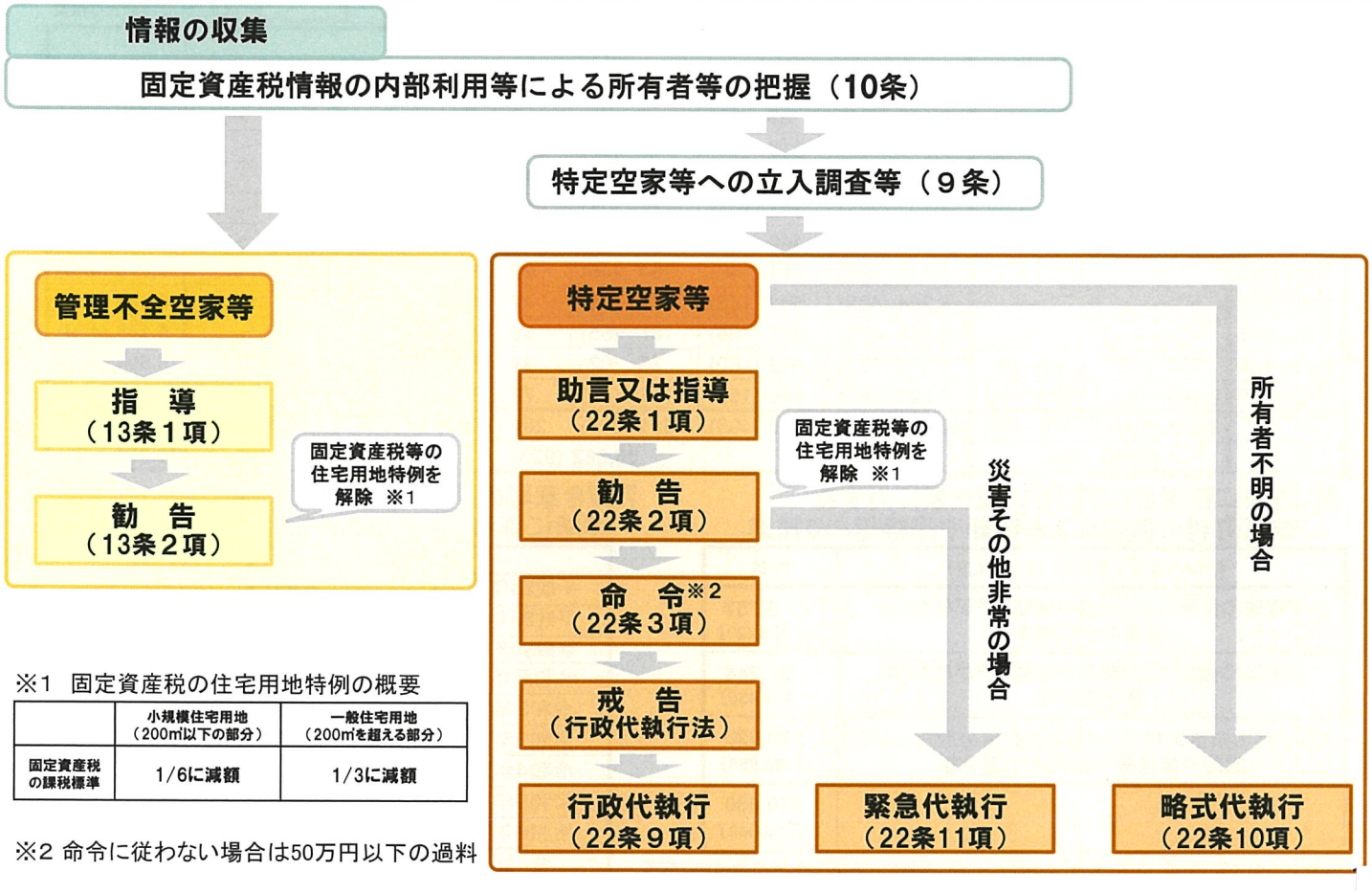
○ 特定空家・管理不全空家であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断していく必要がある。

	放置した場合の悪影響		特定空家	管理不全空家
1. 保安上危険に関して参考となる基準	(1)建築物等の倒壊	①建築物	倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜　等	構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
		②門、塀、屋外階段等	倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾斜　等	構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
		③立木	倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜　等	立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態
	(2)擁壁の崩壊		擁壁の一部の崩壊又は著しい土砂の流出　等	擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状　等
	(3)部材等の落下	①外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等	外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落又は脱落　等	外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
		②軒、バルコニーその他の突出物	軒、バルコニーその他の突出物の脱落等	軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等
		③立木の枝	立木の大枝の脱落　等	立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態
	(4)部材等の飛散	①屋根ふき材、外装材、看板等	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落又は脱落　等	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
		②立木の枝	立木の大枝の飛散　等	立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態

管理不全空家・特定空家の参考基準（2/2）

	放置した場合の悪影響		特定空家	管理不全空家
2．衛生上有害に関して参考となる基準	(1)石綿の飛散		石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使用部材の破損等	吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材の破損等
	(2)健康被害の誘発	①汚水等	排水設備（浄化槽を含む。以下同じ。）からの汚水等の流出　等	排水設備の破損等
		②害虫等	敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生　等	清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態
		③動物の糞尿等	敷地等の著しい量の動物の糞尿等　等	駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態
3. 景観悪化に関して参考となる基準	（景観悪化）		屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損又は汚損　等	補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損又は汚損が認められる状態等
4. 周辺の生活環境の保全への影響に関して参考となる基準	(1)汚水等による悪臭の発生		排水設備の汚水等による悪臭の発生　等	排水設備の破損等又は封水切れ　等
	(2)不法侵入の発生		不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等　等	開口部等の破損等
	(3)落雪による通行障害等の発生		頻繁な落雪の形跡　等	通常の雪下ろしがなされていないことが認められる状態　等
	(4)立木等による破損・通行障害等の発生		周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し	立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態
	(5)動物等による騒音の発生		著しい頻度又は音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき等	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつき等が敷地等に認められる状態
	(6)動物等の侵入等の発生		周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等への棲みつき	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきが敷地等に認められる状態

管理不全空家等と特定空家等に対する具体的な措置



※1　固定資産税の住宅用地特例の概要

	小規模住宅用地（200㎡以下の部分）	一般住宅用地（200㎡を超える部分）
固定資産税の課税標準	1/6に減額	1/3に減額

※2 命令に従わない場合は50万円以下の過料

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等（概要）

令和7年3月31日時点（調査対象：1,741市区町村）

1. 空家等対策計画の策定状況 【 】内は前年度

	市区町村数	比率
策定済み	1,541 【1,501】	88% 【86%】
策定予定あり	121	7%
令和7年度	35	2%
令和8年度以降	18	1%
時期未定	68	4%
策定予定なし	79	5%
合　計	1,741	100%

2. 法定協議会の設置状況 【 】内は前年度

	市区町村数	比率
設置済み	1,052 【1,028】	61% 【59%】
設置予定あり	159	9%
令和7年度	41	2%
令和8年度以降	8	0%
時期未定	110	6%
設置予定なし	528	30%
合　計	1,739	100%

3. 空家等管理活用支援法人の指定状況

【 】は前年度

	法人数（市区町村数）
指定済み	95 (64) 【9 (8)】
指定に向け検討中	120 (98)

4. 空家等活用促進区域の指定状況

【 】は前年度

	区域数（市区町村数）
指定済み	4 (4) 【0 (0)】
指定予定	36 (27)
令和7年度	9 (8)
令和8年度以降	11 (6)
時期未定	16 (13)
合　計	40

：改正法による新たな措置

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等（概要）

令和7年3月31日時点（調査対象：1,741市区町村） ※ 市区町村からの報告を受け、過去に公表した過年度分の件数を一部修正

5. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置状況

（ ）内は市区町村数　　：改正法による新たな措置

	管理不全空家等		特定空家等						
	指導	勧告	助言・指導	勧告	命令	行政代執行	略式代執行	緊急代執行	合計
平成27年度			2,193 (118)	59 (23)	6 (5)	2 (2)	8 (8)		2,268 (122)
平成28年度			3,057 (198)	215 (73)	19 (16)	10 (10)	28 (24)		3,329 (214)
平成29年度			4,034 (271)	306 (94)	37 (27)	12 (12)	40 (33)		4,429 (298)
平成30年度			4,507 (321)	377 (106)	43 (21)	18 (14)	51 (46)		4,996 (355)
令和元年度			5,275 (393)	440 (137)	37 (29)	28 (25)	67 (55)		5,847 (439)
令和2年度			5,743 (399)	471 (146)	64 (45)	25 (22)	67 (55)		6,370 (446)
令和3年度			5,304 (405)	541 (156)	82 (61)	47 (43)	84 (74)		6,058 (475)
令和4年度			4,351 (409)	601 (159)	87 (55)	39 (36)	71 (54)		5,149 (459)
令和5年度	666 (63)	0 (0)	4,278 (373)	543 (160)	75 (62)	34 (32)	95 (81)	3 (3)	5,694 (536)
令和6年度	2,545 (151)	378 (40)	4,026 (387)	600 (158)	101 (44)	71 (35)	81 (75)	9 (8)	7,811 (546)
小　計	3,211 (185)	378 (40)	42,768 (875)	4,153 (495)	551 (237)	286 (175)	592 (296)	12 (10)	
合　計	3,589 (188)		48,362 (923)						51,951 (955)

6. 適切に管理されていない空き家に対する市区町村の取組による除却や修繕等※の推進

（令和6年度までの累計、【】は前年度）	件数
空家法の措置により除却や修繕等※がなされた管理不全空家等	3,757 【1,220】
空家法の措置により除却や修繕等※がなされた特定空家等	27,244 【24,435】
上記以外の市区町村による空き家対策の取組により、除却や修繕等※がなされた空き家	189,029 【166,885】
合　計	220,030 【192,540】

※ 除却や修繕等：除却、修繕、繁茂した樹木の伐採、改修による利活用、その他適切な管理

7. 空き家等の譲渡所得3,000万円控除に係る確認書の交付実績

	交付件数
平成28年度	4,451
平成29年度	7,000
平成30年度	7,630
令和元年度	9,649
令和2年度	9,758
令和3年度	11,944
令和4年度	13,014
令和5年度	13,696
令和6年度	16,755
合　計	93,897

管理不全空家等及び特定空家等に対する措置状況

令和７年３月31日時点

改正法KPI（市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数）：施行後５年間で15万物件【達成見込み】

（ ）内は市区町村数　※改正法による新たな措置

	管理不全空家等※		特定空家等						
	指導	勧告	助言・指導	勧告	命令	行政代執行	略式代執行	緊急代執行※	合計
平成27年度			2,193 (118)	59 (23)	6 (5)	2 (2)	8 (8)		2,268 (122)
平成28年度			3,057 (198)	215 (73)	19 (16)	10 (10)	28 (24)		3,329 (214)
平成29年度			4,034 (271)	306 (94)	37 (27)	12 (12)	40 (33)		4,429 (298)
平成30年度			4,507 (321)	377 (106)	43 (21)	18 (14)	51 (46)		4,996 (355)
令和元年度			5,275 (393)	440 (137)	37 (29)	28 (25)	67 (55)		5,847 (439)
令和2年度			5,743 (399)	471 (146)	64 (45)	25 (22)	67 (55)		6,370 (446)
令和3年度			5,304 (405)	541 (156)	82 (61)	47 (43)	84 (74)		6,058 (475)
令和4年度			4,351 (409)	601 (159)	87 (55)	39 (36)	71 (54)		5,149 (459)
令和5年度	666 (63)	0 (0)	4,278 (373)	543 (160)	75 (62)	34 (32)	95 (81)	3 (3)	5,694 (536)
令和6年度	2,545 (151)	378 (40)	4,026 (387)	600 (158)	101 (44)	71 (35)	81 (75)	9 (8)	7,811 (546)
小　計	3,211 (185)	378 (40)	42,768 (875)	4,153 (495)	551 (237)	286 (175)	592 (296)	12 (10)	
合　計	3,589 (188)		48,362 (923)						51,951 (955)

積極的な取組事例について調査・共有予定

市区町村の取組による除却や修繕等※がなされた空き家の数

※ 除却や修繕等：除却、修繕、繁茂した樹木の伐採、改修による利活用、その他適切な管理

	R6年度実績	空き家法施行後の累計
空家法の措置により除却や修繕等※がなされた管理不全空家等	2,537	3,757
空家法の措置により除却や修繕等※がなされた特定空家等	2,809	27,244
上記以外の市区町村による空き家対策の取組により、除却や修繕等※がなされた空き家	22,144	189,029
計	27,490	220,030